管 第 ３ ６ ８ 号
森 第 ５ ９ ０ 号
総 集 第 １ ０ １ 号
令和６年１２月１８日

和歌山県役務の提供等の契約に係る
入札参加有資格者　様

和歌山県総務部総務管理局管財課長
和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課長
和歌山県会計局総務事務集中課長
（　公　印　省　略　）

和歌山県役務提供等実績認定審査（定期認定審査会）の申請受付について

平素は、和歌山県行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

和歌山県が実施する条件付き一般競争入札（予定価格が 100 万円超のもの）のうち、別紙１の業務種目のものへ参加するためには、その業務種目ごとに設定された「直近 5 カ年において国又は地方公共団体と同種の契約実績があること。」という実績要件を満たす必要があります。

ただし、この要件を満たさない方でも、民間等との同種の契約実績を有する場合は、定期の和歌山県役務提供等実績認定審査会（以下「定期認定審査会」という。）において、当該契約実績が、上記実績要件と同等であると認定されると、実績要件を満たす者とみなされます。

つきましては、この認定を希望される方は、下記により申請して下さい。

なお、当該認定の対象は、別紙１『「役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準」の抜粋』の業務種目に限られますので、ご注意ください。

国又は地方公共団体との契約実績を有する方、及び昨年同内容の申請を行った方については、この認定を受ける必要はありません。
また、オープンカウンター（予定価格が 100 万円以下）では、実績要件を設けませんので、オープンカウンターのみ参加を希望される方も、この認定を受ける必要はありません。

記

１　定期認定審査会へ申請できる条件

（１）　申請を行う業務種目について、入札参加資格を有すること。

（２）　申請日以前 5 年間に、別紙に示す各業務の所要の業務レベルに応じた実績要件（国又は地方公共団体(※1)（以下､｢国等｣という。）との契約実績）を満たしていないこと。

（３）　申請日以前 5 年間に、別紙に示す各業務と同業種であり、かつ、その所要の業務レベルに応じた民間等(※2)との契約実績を１件以上有すること。

なお、森林整備に関する業務種目については、各業務と同業種であり、かつ、その所要

の業務レベルに応じた民間等との契約実績を２件以上有すること。ただし、所要の業務レベルに応じた国等との同種の契約実績が１件ある場合には、民間等との契約実績は、１件以上有することでよいものとする（この場合、国等との契約実績１件についても、契約書等の写し及びその業務内容がわかる資料を添付すること。）。

（※1）国、都道府県、市町村等

（※2）民間企業、独立行政法人等

２　申請方法

申請書(※3)を郵送により提出願います。（民間等との契約実績を証するものとして、契約書等の写し及びその業務内容がわかる資料を添付してください。）

(※3)申請書は、総務事務集中課のホームページからダウンロードしてください。

ＵＲＬ：https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/120200/index.html

３　受付期間

令和７年１月 14 日（火）の消印があるものまで有効とします。

４　申請及び問い合わせ先

別紙２「申請提出先一覧」に掲げた担当課（管財課又は森林整備課）で受付けます。

＊業務種目ごとに担当課が異なりますのでご注意ください。

５　留意事項

（１）　申請内容について、原則として電話等にてヒアリングを行います。

（２）　審査結果は、契約実績同等認定（不認定）通知書により通知します。

（３）　認定期間は、原則として、契約実績同等認定通知書に記載された日から令和８年 12 月 31 日までです。

なお、定期認定審査会の開催は年１回ですので、ご注意ください。

◆注意点

定期認定審査会は年１回開催ですが、入札案件ごとに開催する随時認定審査会に申請することも可能です。

しかし、随時認定審査会へ申請した場合は、その入札のみ有効な同等認定になるため、入札ごとに申請が必要となります。

定期認定審査会へ申請した場合は、上記（3）の認定期間中有効となり、再度随時認定審査会へ申請する必要はありませんので、なるべく、この定期認定審査会に申請くださいますようお願いします。

別紙１

「役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準」の抜粋

発注業務において付託する最低限の条件

○ 各業務の共通の条件

１　登録要件欄の「当該業務の登録」とは、その発注業務に対応する業務種目で、和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていることをいう。
　登録要件欄に２件以上の要件が記載されているものは、それぞれの要件が必要であることを示している。

２　人材要件欄の「●●●資格者」や「●●●経験を有する者」とは、入札参加者本人又はその職員（役員を含む。）で、常勤の者をいう。また、「１年以上の▲▲▲の実務経験」とは、▲▲▲を業とする事業者本人又はその従業員として、１年以上の期間継続して▲▲▲の実務に従事（必ずしも専従かつ連続している必要はないこと。）していたことをいう。
　人材要件欄に２件以上の要件が記載されているものは、それぞれの要件が必要であることを示している。なお、同一人が複数の人材要件を満たしている場合には、それぞれの人材要件について１名と認めるものとする。

３　実績要件欄の「直近５カ年に●●●の契約実績」とは、その入札公告の日から過去５年間に、契約した●●●の業務を適正に履行（完了）したことをいう。
　実績要件欄の「国又は地方公共団体」とは、契約の相手方が「国又は地方公共団体」でなければならないことを示している。この場合において、民間実績（独立行政法人、公社、民間企業等を契約の相手方とするもの）のみを有する場合は、それが国等との同等の実績であるか、別途認定審査会の審査を受け、認められる必要がある。
　実績要件欄の「同規模の契約実績」とは、その発注業務の予定価格の概ね50%以上の契約実績をいう。

○ 各業務ごとの条件

１ 建築物の保守管理業務

業務種目		業務ﾚﾍﾞﾙ			登録要件	人材要件	実績要件	提出先
1	建築物清掃	B	中規模建築物	1,000㎡以上 20,000㎡未満	当該業務の登録	・建築物環境衛生管理技術者(＊2)１名以上 ・ビルクリーニング技能士(＊1)2名以上 （うち１名は１級、それ以外の者は１級又は２級であること）	直近５ヶ年において、同種の契約実績があること（国又は地方公共団体）。	管財課　管理班 電話:073-441-2214
		C	大規模建築物	20,000㎡以上	当該業務の登録	・建築物環境衛生管理技術者(＊2)１名以上 ・ビルクリーニング技能士(＊1)3名以上 （うち１名は１級、それ以外の者は１級又は２級であること）		
4	ボイラーの運転・清掃・保守	A	小中規模	25㎡未満	当該業務の登録	・２級ボイラー技士(＊3)１名以上 ・ボイラー整備士(＊4)１名以上	直近５ヶ年において、同種の契約実績があること（国又は地方公共団体）。	
		B	大規模	25㎡以上 500㎡未満	当該業務の登録	・１級ボイラー技士(＊5)１名以上 ・ボイラー整備士(＊4)１名以上		
5	建築物ねずみ昆虫等防除	B	中規模建築物	1,000㎡以上	当該業務の登録	同種の業務の１年以上の実務経験を有する者２名以上	直近５ヶ年において、同種の契約実績があること（国又は地方公共団体）。	
24	建築物空気環境測定	B	中規模建築物	1,000㎡以上 20,000㎡未満	当該業務の登録	・建築物環境衛生管理技術者(＊2)１名以上 ・１年以上建築物における空気環境の測定に関する実務に従事した経験を有する者２名以上	直近５ヶ年において、同種の契約実績があること（国又は地方公共団体）。	
		C	大規模建築物	20,000㎡以上	当該業務の登録	・建築物環境衛生管理技術者(＊2)１名以上 ・１年以上建築物における空気環境の測定に関する実務に従事した経験を有する者３名以上		

＊１　職業能力開発促進法第４４条に基づく当該職種の技能検定に合格し、同法第４９条の規定により合格証書の交付を受けている者をいう。また、１級ビルクリーニング技能士については、改正省令（厚生労働省第四十七号）の施行前に、ビルクリーニング職種に係る技能検定に合格した者を含む。
＊２　建築物における衛生的環境の確保に関する法律第７条の規定により厚生労働大臣から当該免状の交付を受けている者をいう。
＊３　労働安全衛生法に基づくボイラー及び圧力容器安全規則第９７条第１項第３号の免許を有する者をいう。
＊４　労働安全衛生法に基づくボイラー及び圧力容器安全規則第１１３条の免許を有する者をいう。
＊５　労働安全衛生法に基づくボイラー及び圧力容器安全規則第９７条第１項第２号の免許を有する者をいう。

４ 警備の業務

業務種目		業務ﾚﾍﾞﾙ			登録要件	人材要件	実績要件	提出先
1	建物警備	B	中規模建築物	1,000㎡以上 20,000㎡未満	当該業務の登録	・施設警備検定１級又は２級所持者(＊1) ２名以上 ・建物で３年以上の実務経験を有する者２名以上	直近５ヶ年において、同種の契約実績があること（国又は地方公共団体）。	管財課　管理班 電話:073-441-2214
		C	大規模建築物	20,000㎡以上	当該業務の登録	・施設警備検定１級又は２級所持者(＊1)３名以上 ・建物で３年以上の実務経験を有する者３名以上		

12 森林整備等の業務

業務種目		業務ﾚﾍﾞﾙ			登録要件	人材要件	実績要件	提出先
1	森林整備	B	中規模	300万円以上 1,000万円未満	当該業務の登録	・同種の森林施業の実績を有する専門技術者を主任技術者として配置させること。 ・労働安全衛生法第５９条に規定する安全衛生教育を終了し、実務経験（年間60日以上森林整備に従事）が３年以上の作業員を３名以上常時雇用していること。 ・専門技術者並びに作業員は労災保険及び雇用保険に適切に加入していること。	直近５ヶ年において、契約額50万円以上の森林施業の実績を２回以上有すること（国又は地方公共団体）。	森林整備課　治山班 電話:073-441-2976
		C	大規模	1,000万円以上	当該業務の登録	・同種の森林施業の実績を有する専門技術者を主任技術者として配置させること。 ・労働安全衛生法第５９条に規定する安全衛生教育を終了し、実務経験（年間60日以上森林整備に従事）が３年以上の作業員を３名以上常時雇用していること。 ・専門技術者並びに作業員は労災保険及び雇用保険に適切に加入していること。	直近５ヶ年において、業務レベルＢ以上の森林施業の実績を２回以上有すること（国又は地方公共団体）。	
2	森林調査(Ⅰ)	B	中規模	100万円以上	当該業務の登録	・同種の業務実績を有する専門技術者を主任技術者として配置させること。 ・専門技術者は労災保険及び雇用保険に適切に加入していること。	直近５ヶ年において、契約額20万円以上の森林調査の実績を２回以上有すること（国又は地方公共団体）。	
4	森林病害虫対策	B	中規模	100万円以上	当該業務の登録	専門技術者並びに作業員は労災保険及び雇用保険に適切に加入していること。	直近５ヶ年において、業務レベルＡ以上の森林病害虫対策の実績を２回以上有すること（国又は地方公共団体）。	

別紙２

申請提出先一覧

１　申請提出先の住所

〒640－8585　和歌山県和歌山市小松原通１－１

２　担当課

【管財課】

＊担当者：管理班　小倉
電　話：073－441－2214

業務種目

大分類	小分類
1　建築物の保守管理業務	1　建築物清掃
	4　ボイラーの運転・清掃・保守
	5　建築物ねずみ昆虫等防除
	24　建築物空気環境測定
4　警備の業務	1　建物警備

【森林整備課】

＊担当者：治山班　長井
電　話：073－441－2979

業務種目

大分類	小分類
12　森林整備等の業務	1　森林整備
	2　森林調査（Ⅰ）
	4　森林病害虫対策